〇北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員その他非常勤職員等の報酬、費 用弁償及び実費弁償に関する条例

制 定 平成 14 年 7 月 1 日条例第 20 号 最近改正 令和 2 年 3 月 27 日条例第 3 号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第203条第4項及び同法第203条の2第4項並びに同法第207条の規定に基づき、議会議員その他非常勤職員(以下「職員」という。)の議員報酬及び報酬(以下これらを「報酬」という。)並びに費用弁償並びに同条に規定する者及びこれに準ずる者(以下「関係人等」という。)の実費弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

- 第2条 報酬の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 議長、監査委員及び委員長(会長その他これに準ずる者を含む。) 執務日につき6,600
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 執務日につき5,900円
- 2 前項の規定にかかわらず、嘱託員の報酬の額は、日額2万4,000円以内又は月額60万円以内とし、そのつど広域連合長が定めるものとする。

(報酬の支給方法)

- 第3条 日額の報酬は、職務従事後に支給する。
- 2 月額の報酬は、月の途中で嘱託員となった者には、その日から日割計算により支給する。
- **3** 月額の報酬を受ける嘱託員が退職し、又は死亡したときは、その事実の生じた日までの分を日割計算により支給する。
- 4 職員が同一の日に2以上の職務に従事した場合であっても、報酬は、重複して支給しない。
- 5 報酬は、職員から申出があった場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(報酬の支給日)

- 第4条 報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、順次これを繰り上げて支給す る。
- 2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、特別の事情があると認めるときは、同項に規定する支 給日を繰り上げ、又は報酬を分割して支給することができる。

(費用弁償)

- 第5条 職員が公務のため旅行した場合は、その旅行に対し、費用弁償として北しりべし廃棄物処理 広域連合旅費条例(平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第3号。以下「旅費条例」という。)の規定の例により旅費を支給する。この場合において、旅費条例に規定する特別職員及び一般職員の区分については、議長その他の議会議員、監査委員及び執行機関の委員長その他の委員にあっては特別職員とし、その他の職員にあっては一般職員とする。
- 2 職員が通勤した場合は、その通勤に対し、費用弁償として旅費条例に規定する在勤地内における 旅行の例により旅費を支給する。
- 3 前項の旅費については、最も経済的かつ合理的と認められる交通機関により通勤しなかった場合においても、その旅客運賃に相当する額を支給する。ただし、公用車(北しりべし廃棄物処理広域連合規約第2条に規定する関係市町村の公用車を含む。)により通勤した場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、嘱託員の通勤に要する費用については、北しりべし廃棄物処理広域 連合職員給与条例(平成21年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第6号)第2条の規定によりそ の例によることとされる小樽市職員給与条例(昭和46年小樽市条例第3号)に規定する通勤手当 の例により、その相当分を支給する。

5 第3条第6項の規定は第1項及び第2項の旅費並びに前項に規定する通勤費用相当分について、 前条の規定は第2項の旅費及び前項に規定する通勤費用相当分について準用する。

(実費弁償)

- 第6条 関係人等に対しては、実費弁償として1日につき3,800円の日当を支給する。
- 2 前条第1項及び第3項の規定は、関係人等の実費弁償について準用する。この場合において、同条第1項中「旅費を」とあるのは「旅費(日当を除く。)を」と、「議長その他の議会議員、監査委員及び執行機関の委員長その他の委員にあっては特別職員とし、その他の職員にあっては一般職員」とあるのは「一般職員」と、同条第3項本文中「前項」とあるのは「第1項」と、「通勤しなかった」とあるのは「旅行しなかった」と、同項ただし書中「通勤した」とあるのは「旅行した」と読み替えるものとする。

(会計年度任用職員の報酬)

第7条 この条例の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第 1項第1号に規定する会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給 方法については、別に条例で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

附 則 (平16. 10. 27条例5)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平20. 10. 28条例3)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平21, 10, 30条例 6) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平28. 10. 26条例 6)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令2.3.27条例3)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。